

# 「全壊」や「高額な修理費用」で応急修理制度をご検討のみなさまへ

## 1 資金計画は立てていますか。

被害の程度が大きい場合、修理金額も高額になることが予想されます。応急修理制度（最大59.5万円）及び被災者生活再建支援制度（最大200万円）のみの資金で、一部分だけを修理して居住する場合、生活に支障がでることが懸念されます。資金計画を立てたうえで修理してください。

## 3 応急修理が完了したら、応急仮設住宅への入居はできません。

応急修理は、一時的な住まいを確保するためではなく、元の住家に引き続き住むことを目的にした制度です。応急修理を行っていったん居住し、後から住宅を建設する場合、その間は、応急仮設住宅への入居はできないのでご注意ください。

## 5 被災した住宅のローンにお困りの方は、減免・免除を申し出ることができます。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、被災前のローンを減らすことができます。

「住まいの再建ガイドブック」P6 参照

## 7 1,000万円台から建設できる住宅を地域住宅生産者グループが提案しています。

被災者の住宅再建を支援するため、良質でコスト低減に配慮された「くまもと型復興住宅」を提案しています。

## 2 補修のために低利な「災害復興住宅融資」等を受けることができます。

ご自分が居住するために住宅を補修する場合、住宅金融支援機構等の低利な資金融資を受けることができます。

「住まいの再建ガイドブック」P4 参照

## 4 被害が甚大な地域は、今後、復興に向けたまちづくりを検討される場合があります。

被害が甚大な地域は、今後、同じような災害時に被災するリスクが高くなるため、安全・安心な暮らしを実現するため、地域・集落の集団移転等を検討される場合もあります。市町村や周囲の情報を参考にしましょう

## 6 被災した家屋を市町村が解体撤去する制度があります。（公費解体）

所有者の申請に基づき、解体撤去が必要と市町村が判断した場合は、公費により解体撤去を行います。住宅を解体し、住宅の建設・購入や、住宅を借りるということもご検討ください。

「住まいの再建ガイドブック」P6 参照

## 8 建設購入のために低利の融資を受けることができ、ご高齢の方の住宅再建を支援する制度があります。

ご自分が居住するために住宅を建設・購入する場合、住宅金融支援機構等の低利な資金融資を受けることができます。

「住まいの再建ガイドブック」P7-10 参照

**「自宅を補修する」「自宅を建設・購入する」「住宅を借りる」の再建方法について、ご家族等とよくご相談のうえご検討ください。**